

ひょうご豊かな海づくり県民会議
《設立総会・第1回総会》

— 資 料 —



第41回全国豊かな海づくり大会—兵庫大会—はばタン

令和5年7月27日（木）
場所：兵庫県公館

－ 目 次 －

設 立 総 会

＜報告事項＞

- 【資料1】 ひょうご豊かな海づくり県民会議の概要 1

＜議 題＞

第1号議案

- 【資料2】 ひょうご豊かな海づくり県民会議設立趣意書（案） 2

第2号議案

- 【資料3】 ひょうご豊かな海づくり県民会議規約（案） 3～6

第1回総会

＜議 題＞

第1号議案

- 【資料4】 ひょうご豊かな海づくり県民会議
令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案） 7～9

第2号議案

- 【資料5】 ひょうご豊かな海づくり県民会議
コアメンバーの選任（案） 10

＜報告事項＞

- 【資料6】 ひょうご豊かな海づくり県民会議事務局の設置 11

- 【参考資料】 令和5年度スケジュール 12

【目的】多様な主体による豊かな海づくり活動のネットワーク化を進め、県民参加の裾野を一層広げることにより、将来に渡って四季折々の海の恵みを楽しみ、誰もが海水浴や潮干狩りなどの海のレジャーを楽しむことができ、次代を担う子ども達をはじめ多くの県民がそれを誇りに思える「豊かで美しいひょうごの海」の実現を図ることを目的とする。

豊かな海づくりに向けた取組推進(県)

生物生産性回復×栄養塩類供給

- 生物生産性回復に向け、施肥試験等を実施し、地域循環による新たな栄養塩類供給の可能性を検討

藻場再生×地球温暖化

- R5年度に学識者、市民団体、事業者行政等からなる連絡会議を設置
- 生物の産卵・生育場であるアマモ場等の藻場の保全・再生・創出を図るとともに、クレジット制度の活用を検討

ノリ養殖×地球温暖化

- 養殖ノリのブルーカーボンとしての可能性に着目し、CO₂固定量の算定手法を検討
- ノリの乾燥工程をエネルギー転換した場合のCFP低減を検討

海洋プラスチック×資源循環

- 事業者、リサイクラー、団体、市町、県による「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」で公民連携によるプラスチック使用削減及び資源循環を推進
- 県内企業が開発した生分解性プラの活用を促進

プラットフォーム機能
取組のネットワーク化
情報共有・連携

会員間及び行政機関の連携促進

区分		期待される役割(例)
企業	栄養塩類増加措置	・栄養塩類増加措置の実施
	地産地消	・飲食店、学校給食等での県産水産物の消費拡大
	※その他、今後想定される企業活動の例 ・海洋プラごみ対策を見据えた資源循環 ・企業の森づくり活動への参加 ・社会貢献としての豊かな海づくり活動への参加	
NPO等		・海洋環境保全活動、ワークショップ・学習会の開催
関係団体	水産関係	・海底耕耘、かいぼり、栽培漁業等の活動実施
	環境関係	・環境保全活動支援、普及啓発の実施
	森・川・里	・森、川、里、海の繋がりを踏まえた、豊かな森づくり活動やため池のかいぼりの促進
	消費者 レジャー・水族館	・一般消費者への普及啓発活動 ・エンカル消費への推進 ・海と親しむ県民向け啓発活動
教育・研究機関		・栄養塩類の循環等に関する試験研究 ・行動力や創造力、発信力のある学生が参画した豊かな海づくり活動
マスコミ		・豊かで美しいひょうごの海についての積極的な情報発信
行政機関		国、県(環境、農林水産、土木等) 沿海市町

活動の情報発信と県民総参加に向けた取組

県民総参加に向けた普及啓発

ひょうご豊かな海づくり大会の開催

- 大会のレガシーが色あせることがないよう会員や県民が広く参加する推進大会を開催
- ※ プログラム(案)
・団体、企業、学生等による豊かな海づくり活動の取組事例発表、出張水族館等

HP等を活用した取組周知・広報

- 企業や団体、学生達が連携して行う取組を中心にSNSを用いて広報

更なる県民への広がりを支援

- 複数の会員や、会員と会員外の団体等が連携して行う豊かな海づくりに資する県民参加型の取組を支援

豊かな海づくり啓発活動

- 豊かな海を未来へ繋ぐ発信プロジェクト協議会が様々な団体と連携して取り組んできた各種事業を継続実施
・出前おさかな講習会等

※ 海づくり大会にあわせて製作したテーマソングやはばタンを活用



ひょうご豊かな海づくり県民会議設立趣意書（案）

かつて瀬戸内海は、高度経済成長期の都市化・工業化の進展に伴い富栄養化が著しく進行し、赤潮等の被害が発生する「瀕死の海」と呼ばれました。その後、厳しい排水規制や処理施設の整備等の対策の結果、水質は大きく改善した一方、貧栄養化が進み、アサリやイカナゴなどの漁獲量が急減するなど海の生態系に深刻な影響が生じています。

海の変化にいち早く気づいた兵庫県の漁業者は、農業者と連携したため池のかいぼりや海底耕うんなど自分たちにできることから活動を始めました。そして、兵庫県をはじめ関係機関が連携して新たな法整備に向けた活動を進めました。

これらを背景に、平成 27 年の瀬戸内海環境保全特別措置法改正では、瀬戸内海の環境保全が「人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成され、生物の多様性・生産性が確保されている多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海」を目指す方向に舵が切られました。さらに、令和 3 年改正法では、排出規制一辺倒からきめ細かな栄養塩類管理へ転換され、瀬戸内海の環境保全は新たな段階を迎えました。

また、兵庫県は、令和元年 10 月に海の生物多様性・生産性を確保するために最低限必要な栄養塩類濃度を設定する条例改正を行い、令和 4 年 10 月には全国で初めて栄養塩類供給を計画的に実施するための「栄養塩類管理計画」を策定しました。

このように、兵庫県は行政や漁業関係者のみならず、民間企業や団体など多くの方々の理解と協力を得て、全国のトップランナーとして豊かな海づくりに取り組んでおり、近年ではブルーカーボンへの関心も高まっています。

そして、令和 4 年 11 月に明石市で開催した「第 41 回全国豊かな海づくり大会」では、天皇陛下から「この大会を契機として、海や漁業への理解と関心がさらに深まり、豊かな海づくりの輪が、ここ兵庫県から全国に広がっていくことを願う」とのおことばを頂くとともに、本県の先導的な取組を次代を担う高校生が自ら学び、豊かな海への想いを自らの言葉で全国に発信しました。

日本海、瀬戸内海、太平洋に続く紀伊水道という異なる 3 つの海に面し、美しい景勝地にも恵まれた兵庫県は、さらに豊かな海づくりに向けた取組の輪を広げ、その姿を力強く発信し続ける必要があります。そこで、将来に渡って四季折々の海の恵みを享受し、誰もが海水浴や潮干狩りなどの海のレジャーを楽しむことができ、次代を担う子ども達をはじめ多くの県民が誇りに思える「豊かで美しいひょうごの海」を実現するため、「ひょうご豊かな海づくり県民会議」を設立し、多様な主体による豊かな海づくり活動のネットワーク化を進め、県民参加の裾野を一層広げていきます。

令和 5 年 月 日

設立発起人

兵庫県知事

齋藤元彦

兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長

田沼政男

公益財団法人ひょうご環境創造協会理事長

橋本正人

ひょうご豊かな海づくり県民会議 規約（案）

（名称）

第1条 この会は、ひょうご豊かな海づくり県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 県民会議は、多様な主体による豊かな海づくり活動のネットワーク化を進め、県民参加の裾野を一層広げることにより、将来に渡って四季折々の海の恵みを享受し、誰もが海水浴や潮干狩りなどの海のレジャーを楽しむことができ、次代を担う子ども達をはじめ多くの県民がそれを誇りに思える「豊かで美しいひょうごの海」の実現を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豊かな海づくり活動における、会員間及び行政機関の情報共有と連携の促進に関すること。
- (2) 豊かな海づくりを県民総参加の運動とするための、普及啓発に関すること。
- (3) その他県民会議の目的達成のために必要な事業に関すること。

（会員）

第4条 県民会議の会員は、県民会議の趣旨に賛同する団体、企業、教育機関、県、市町等とする。

（会長、副会長、監事）

第5条 県民会議に会長、副会長、監事をおく。

- (1) 会長は、県民会議の会務を総理し、県民会議を代表する。
- (2) 会長は、兵庫県知事をもって充てる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、会長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。
- (4) 副会長は、兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長及び公益財団法人ひょうご環境創造協会理事長をもって充てる。
- (5) 監事は、県民会議の財務を監査する。
- (6) 監事は、生活協同組合コープこうべ組合長理事及び明石市産業振興部長をもって充てる。

（会議）

第6条 県民会議の会議は、総会及びコアメンバー会議とする。

(総会)

第7条 総会は、県民会議の議決機関であつて、会員により構成される。

- 2 総会は、会長が、原則として年1回招集、開催することとし、必要があると認めるときは、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) コアメンバーの選任又は解任
 - (5) その他県民会議の意思決定に関する重要事項
- 4 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 5 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(コアメンバー会議)

第8条 コアメンバー会議は会員の中から選出されたコアメンバーをもって構成する。

- 2 コアメンバー会議は会員を代表し、県民会議の運営及び事業実施に必要な事項を審議し、決定する。
- 3 コアメンバー会議に座長をおく。座長はコアメンバー会議において互選し、コアメンバー会議の会務を総括する。
- 4 座長は、コアメンバーのうちからあらかじめ指名した者に、その職務を代行させることができる。
- 5 コアメンバー会議は、コアメンバーの3分の2以上の出席で成立する。
- 6 コアメンバー会議の議決は、出席したコアメンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、コアメンバー会議にコアメンバー以外の者の出席を求めることができる。
- 8 コアメンバー会議の運営に関し必要な事項は、コアメンバー会議が定める。

(事務局)

第9条 県民会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県環境部水大気課内に置く。
- 3 事務局について必要な事項は、別に定める。

(会員の入退会)

第10条 新たに会員になろうとするものは、県民会議に入会申込書を提出することにより入会する。

- 2 退会しようとするものは、県民会議に退会を届け出ることによって退会する。
- 3 会員が次に掲げるいずれかに該当する場合、会員を除名できる。
 - (1) 解散等により消滅したとき。
 - (2) 所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
- 4 会員が次に掲げるいずれかに該当する場合、コアメンバー会議での決議によりその会員を除名できる。
 - (1) 本規約に違反又は県民会議の信用を著しく害したとき。
 - (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
 - (3) その他県民会議の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき。

(会 計)

- 第 11 条** 県民会議の活動に要する費用は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 県民会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 監事は、県民会議の決算について監査し総会に報告する。
 - 4 県民会議の会計について必要な事項は、別に定める。

(細 則)

- 第 12 条** この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年 月 日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 県民会議の設立当初の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、令和5年 月 日から令和6年3月31日までとする。
- 3 県民会議の設立時の会員は別表のとおりとする。

番号	区分	企業・団体等名称	備考
1	関係団体	兵庫県漁業協同組合連合会	水産
2		兵庫県内水面漁業協同組合連合会	
3		(公財)ひょうご豊かな海づくり協会	
4		(一財)兵庫県水産振興基金	
5		兵庫県漁業共済組合	
6		東二見漁業協同組合	
7		(公財)ひょうご環境創造協会	環境
8		(公社)瀬戸内海環境保全協会	
9		(公財)国際エメックスセンター	
10		山陰海岸ジオパーク推進協議会	
11		ひょうご森林林業協同組合連合会	森づくり
12		兵庫県土地改良事業団体連合会	ため池、農業集落排水
13		兵庫県農業協同組合中央会	農業
14		生活協同組合コープこうべ	消費者
15		(公財)日本釣振興会 兵庫県支部	海洋レジャー
16		兵庫県漁港漁場協会	漁港漁場整備
17		(公社)神戸海事広報協会	海事産業振興
18		兵庫県靴工業組合	漁網リサイクル
19	NPO等	須磨里海の会	環境保全活動・環境教育
20		NPO法人 たじま海の学校	
21		NPO法人 アマモ種子バンク	
22		相生湾自然再生学習会議	
23		NPO法人 神戸海さくら	
24		NPO法人 ひょうご森の倶楽部	
25	企業	(株)神戸製鋼所	栄養塩類増加措置
26		(株)カネカ 高砂工業所	
27		多木化学(株) 本社工場	
28		関西熱化学(株)	
29		サントリープロダクツ(株) 高砂工場	
30		(株)ワールドワン	
31		川崎重工業(株)	県産食材の普及
32		ヤンマー船用システム(株)	企業の森づくり
33		(株)淡路島観光ホテル	海洋レジャー
34		兵庫ダイハツ販売(株)	SDGs
35		横河電機(株)	
36		合同会社Pearl Connection	真珠・環境
37		東京海上日動火災保険(株) 兵庫本部	藻場保全
38		日鉄神鋼建材(株)	魚礁
39		日本リーフ(株)	
40		海洋土木(株)	
41	研究機関	兵庫県環境研究センター	試験研究
42	兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター		
43	教育機関	姫路市立水族館	水族館・環境教育
44		学校法人玉田学園 神戸常盤大学	こども教育・食育
45		学校法人順正学園 吉備国際大学	海洋水産生物学科
46		国立大学法人 神戸大学	内海域環境教育研究センター
47		兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学	自然・環境科学研究所
48		兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学	地域連携
49		兵庫県立香住高等学校	海洋科学科
50		兵庫県立尼崎小田高等学校	環境保全
51	マスコミ	(株)神戸新聞社	報道機関
52		(株)サンテレビジョン	
53		兵庫エフエム放送(株)	
54		(株)ラジオ関西	
55	行政機関	環境省 近畿地方環境事務所	国
56		水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所	
57		国土交通省 近畿地方整備局(港湾空港部)	
58		兵庫県(環境部、農林水産部、土木部)	県
59 ～ 75			尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、香美町、新温泉町、淡路市、洲本市、南あわじ市

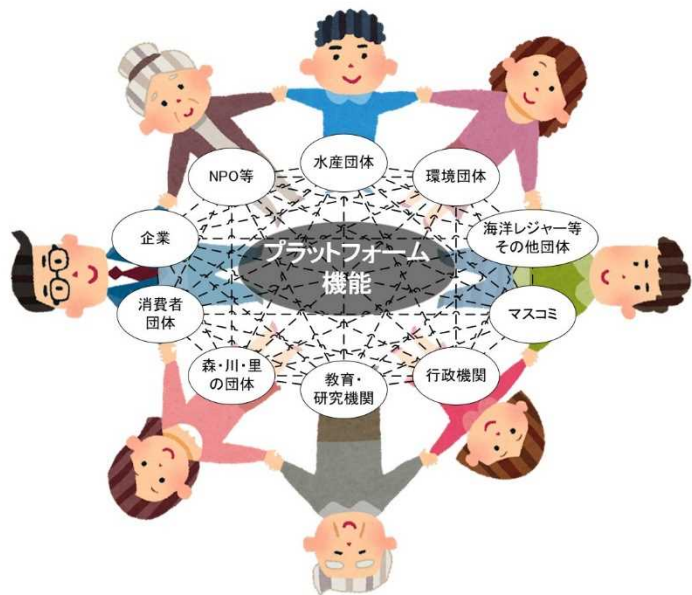
ひょうご豊かな海づくり県民会議 令和5年度事業計画(案)

1 活動方針

- 昨年開催された第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会では、本県が先導的に取り組んできた海の栄養を回復させる取組について全国に発信した。
- 豊かな海づくりを県民総参加の運動へと発展させていくために、行政、企業、NPO、関係団体など多様な主体が取り組む豊かな海づくり活動のネットワーク化、団体相互の情報共有や活動の連携が重要である。
- 県民会議設立年度の令和5年度は、プラットフォーム機能の基盤を固めるとともに、推進大会の開催など、豊かな海づくりに向けた課題解決に会員みんなで取り組む体制づくりを進める。

2 プラットフォーム機能の発揮

- 各会員は豊かな海づくり活動を主体的かつ積極的に実施。
- 県民会議では会員間の豊かな海づくりに関する課題を共有し、連携しながら課題解決を図る。
- また、各会員活動の情報共有、会員間のマッチングや連携して行う取組を支援し、さらなるニーズや課題の掘り起こしを図る。
- さらに、県民総参加へ向けた情報発信を実施。



各会員の繋がりにイメージ

豊かな海づくりに関する取組推進(県)

- ・ 貧栄養化した海への栄養塩類供給の可能性検討
- ・ ノリのブルーカーボンとしての可能性検討
- ・ 藻場拡大とブルカーボンクレジットの活用検討
- ・ 海洋プラスチックごみ問題

3 事業内容

(1) ひょうご豊かな海づくり推進大会の開催

団体、企業、学生等による豊かな海づくり活動の取組事例発表、豊かな海づくりに関する展示など、大会のレガシーが色あせることがないよう会員や県民が広く参加する推進大会を開催する。

開催時期については、令和5年は瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されてから50年となるため、同周年事業と連携し、全国豊かな海づくり大会を開催した11月に実施する。

推進大会プログラム(案)

- ・ 県民会議の取組発表 (リブルカーボン取組状況等)
- ・ 豊かな海づくりに関する展示
- ・ 子どもたちが制作した絵画等作品の展示
- ・ 親子で作るロング巻き寿司
- ・ 出張水族館 など

(2) 豊かな海づくり活動の更なる県民への広がり支援

複数の会員や、会員と会員外の団体等が連携して行うひょうごの豊かな海づくりに資する新たな県民参加型の取組を支援する。

(3) 豊かな海づくり啓発活動の実施

従来から、「ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会」が各種団体と連携して取り組んできた「豊かな海を未来へ繋ぐプロジェクト活動」による県民への啓発活動を、引き続き実施する。

① 出前おさかな講習会

県内の小中学校 60 校程度で豊かな海の出前講習会及び調理実習等を実施する。

② 豊かな海みんなで大実験

児童、生徒や一般県民をターゲットとした学びの場として、豊かな海づくりの理解促進につながる県民参加型イベントを実施する。

③ 豊かな海 PR 活動

県内各地で開催されるイベントに出展し、パネル展示や豊かな海に関するクイズ等により兵庫の漁業や魚、豊かな海についての啓発に取り組む。

(4) 広報活動

① 豊かな海づくり県民会議ロゴマークの制作

県民会議や構成団体に取り組む活動はもとより、「豊かな海づくり活動」を広く県民にアピールできるロゴマーク*を制作する。

※ 全国豊かな海づくり大会にあわせて作成したはばタンを活用



② ホームページ等を活用した広報及び会員の募集

構成員間の情報共有を促進し、県民への発信力を高めるため、ホームページや SNS を活用し、豊かな海づくりに係る取組を発信するとともに、会員獲得に努める。



ホームページ <https://hyogoyutaumizukuri.wixsite.com/official>

③ 広報資材の作成

豊かな海 PR 活動等で活用する缶バッジやシールなど必要な資材を作成する。

④ 全国豊かな海づくり大会兵庫大会テーマソング「いのちをつなぐ碧い海」の活用

令和5年度収支予算（案）

1 収入の部

科 目	予算額	摘 要	
分担金	6,600,000	兵庫県漁業協同組合連合会	2,500,000
		(公財)ひょうご環境創造協会	500,000
		兵庫県	3,600,000
収入計	6,600,000		

2 支出の部

科 目	予算額	摘 要	
ひょうご豊かな海づくり推進大会の開催	2,000,000	会場使用料、会場設営費、印刷費、旅費、謝金 等	
豊かな海づくり活動の更なる県民への広がり支援	500,000	3団体程度	
豊かな海を未来へ繋ぐプロジェクト活動	2,500,000	ひょうご豊かな海発信プロジェクト協議会に委託	
出前おさかな講習会の実施		調理実習用魚購入費、講師謝金、交通費 等	
豊かな海みんなで大実験		イベント開催経費 等	
豊かな海PR活動		行事出展に係る資材購入費 等	
広報活動	700,000	ロゴマーク制作、チラシ・ステッカー印刷費、ノベルティグッズ製作費 等	
大会テーマソング使用料	110,000	植村花菜「いのちをつなぐ碧い海」	
総会及びコアメンバー会議の開催	700,000	会場使用料、資料印刷費、出席者旅費、謝金 等	
予備費	90,000		
支出計	6,600,000		

ひょうご豊かな海づくり県民会議 コアメンバーの選任（案）

番号	区分	規約別表番号	名称
①	関係団体	1	兵庫県漁業協同組合連合会
②		2	兵庫県内水面漁業協同組合連合会
③		3	(公財)ひょうご豊かな海づくり協会
④		7	(公財)ひょうご環境創造協会
⑤		8	(公社)瀬戸内海環境保全協会
⑥		11	ひょうご森林林業協同組合連合会
⑦		14	生活協同組合コープこうべ
⑧		15	(公財)日本釣振興会 兵庫県支部
⑨	NPO等	19	須磨里海の会
⑩		20	NPO法人 たじま海の学校
⑪	企業	25	(株)神戸製鋼所
⑫		30	(株)ワールドワン
⑬	研究機関	41	兵庫県環境研究センター
⑭		42	兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター
⑮	教育機関	44	学校法人玉田学園 神戸常盤大学
⑯		45	学校法人順正学園 吉備国際大学
⑰	マスコミ	51	(株)神戸新聞社
⑱		52	(株)サンテレビジョン
⑲	行政機関	63	明石市
⑳		58	兵庫県 (環境部)

<第1回総会：報告事項>

ひょうご豊かな海づくり県民会議事務局の設置

県民会議に関する事務を処理するため、以下の通り事務局を設置する。

- 1 名 称 ひょうご豊かな海づくり県民会議事務局
- 2 設置場所 兵庫県環境部水大気課
- 3 規程関係 ・ひょうご豊かな海づくり県民会議事務局 運営規程
 (添付略) ・同 会計規程

4 概 要

(1) 組織と職制

設置する職及び当該職に充てる県職員を以下のとおりとする。

※事務局運営規程第4条

事務局職名	兵庫県における職名等
事務局長	環境部水大気課 豊かな海再生推進官
事務長	環境部水大気課 里海再生班長
事務局員	環境部水大気課 里海再生班職員

(2) 専決事項及び会計責任者・出納員

※事務局運営規程第6条第1項、会計規程第3条及び第4条

区分	専決事項	備考
事務局長	1 諸規程の制定及び改廃に関する事。 2 総会及びコアメンバー会議の開催に関する事。 3 収入の調定に関する事。 4 入札の執行に関する事。 5 支出負担行為及び支出命令に関する事。 6 予算の流用に関する事。 7 予備費の充当に関する事。 8 事務の内容により、専決することが適当と認められる事項に関する事。	会計 責任者
事務長	事務の内容により、専決することが適当と認められる事項に関する事。	出納員

ひょうご豊かな海づくり県民会議 令和5年度スケジュール

		県民会議	海づくり活動
前年度 まで		<ul style="list-style-type: none"> ・設立趣意書（案）、規約（案）の作成 第1回設立準備会合（趣意書・規約の協議、調整）	全国豊かな海づくり大会 豊かな海を未来に繋ぐプロジェクト 各団体、企業等の活動
令和5年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・総会議案の作成 第2回設立準備会合（総会議案の協議）	個別に活動 
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・設立会員への事前説明 	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・設立会員入会依頼 	
	7月	設立総会（規約、R5事業計画、コアメンバー決定）	パネルディスカッション （豊かな海づくり×フィールドパビリオン）
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな海づくり啓発活動開始 ・ロゴマーク作成 ・HP、SNS等を活用した広報 ・新たな県民参加型の取組の支援決定 	連携促進 （個別事業の実施決定）
	9月	必要に応じてコアメンバー会議	
	10月	Techno-Ocean2030出展（5-7日）	
	11月	ひょうご豊かな海づくり推進大会 <ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示及び交流会（会員の取組発表、ひょうごの海の課題解決の取組紹介） ・展示（子ども達の制作作品、海洋環境保全関係） 	※知事・市長会議と連携して開催 ・体験（水族館、ロング巻き寿司）など
	12月	課題共有 課題解決への取組（県） <ul style="list-style-type: none"> ・生物生産性回復×栄養塩類供給（施肥試験、地域循環） ・藻場再生×地球温暖化（アマモ場、クレジット制度） ・ノリ養殖×地球温暖化（カーボンフットプリント） ・海洋プラスチック×資源循環 	取組拡大 解決 
	1月		
2月			
3月	コアメンバー会議（R5事業報告（案）、R6実施計画（案）協議）		
次年度 以降	4月	県民会議第2回総会（R5事業報告、R6実施計画決定）	